

議 長 日程第4「議案第19号松田町介護保険条例の一部を改正する条例（産業厚生
常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、大館
秀孝君。

産業厚生常任委員長 朗読をもって報告とさせていただきます。平成30年3月15日、松田町議会議
長 中野博殿。産業厚生常任委員会委員長 大館秀孝。産業厚生常任委員会報
告書。本委員会は3月12日に委員6名中5名出席、3月15日に委員全員出席の
もとに役場4階会議室で委員会を開催し、平成30年第1回議会定例会において
付託された議案第19号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について慎重
に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果は、賛成全員で原案のとおり可決すべきも
のと決定しました。

2、審査の内容。福祉課長及び担当職員の出席のもと、介護保険料の基準額
（月額）が4,600円から5,100円に改正される根拠、今後の介護保険事業の推移
や地域支援事業費の見込み、被保険者数の推計等を詳細に審査しました。審査
の結果、保険料算定に当たり、介護保険事業計画等策定委員会を5回開催し決
定されたもので、この介護保険料は現時点で足柄上地区での平均的な金額でし
た。法に基づき、平成30年度から平成32年度の3年間の第7期高齢者福祉計
画・介護保険事業計画期間中の介護保険料の改正であるため、介護保険料の基
準額（月額）が500円の値上げになりますが、適正なものと判断しました。

なお、次の項目について強く申し入れをし、原案のとおり賛成することとし
ました。介護予防サービス事業等を充実させることによって、介護給付費の抑
制を図られたい。以上でございます。

なお、私のほかに委員がおりますので、補足説明をお許し願いたいと思いま
す。以上。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入り
ます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略をして採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第19号松田町介護保険条例の一部を改正する条例(産業厚生常任委員会報告)のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。